

# 山口県報

平成23年  
5月17日  
(火曜日)

## 目次

告示	一
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件) (農村整備課)	三
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	三
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	三
公告	四
平成二十三年度狩猟免許試験の実施(自然保護課)	五
狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課)	六
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	六
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小河内換地区)の換地処分(農村整備課)	七
選管告示	七
政治団体の名称等	七
政治団体の異動事項	七
解散等に係る政治団体の名称等	七
資金管理団体の異動事項	八
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	八
公安委告示	八
山口県暴力追放運動推進センターの変更の届出	八
雑報	八
県報の正誤(平成二十年五月二日山口県公告(一九五))	八

### 山口県告示第二百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年五月十七日

山口県知事 二井 関成

#### 一 危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、熊毛郡田布施町及び平生町並びに阿武郡阿武町内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	ため池ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

#### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。))が土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。

- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (一) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
  - 2 告示二の(二)に規定する審査で平成二十三年五月十六日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百七十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
  - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
  - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
  - 山口県山口農林事務所 山口市神田町六番一〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
  - 平成二十三年五月十七日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
  - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年六月十四日までに発送する。
- 四 その他
  - この審査についての問合せは、山口県山口農林事務所(電話〇八三一九二二一五二九一)にすること。

山口県告示第二百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営

規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年五月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第二工区)
  - (一) 履行場所 下関市、宇部市、長門市、美祢市及び山陽小野田市内
  - (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
ため池ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

- 二 経営規模等入札参加資格
  - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。
  - (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。))が土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
    - 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
    - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
    - 2 告示二の(二)に規定する審査で平成二十三年五月十六日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百七十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
  - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい

う。(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県美祢農林事務所 美祢市大領町東分三四四九番地の五

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十三年五月十七日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年六月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県美祢農林事務所(電話〇八三七―五二一―〇七〇)にする。

山口県告示第二百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十三年五月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第四百三十六号)及び保安林の指定をする件(平成六年農林水産省告示第五十六号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。)による。
- 二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済産業部林業振興課及び防府市産業振興部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県このみ園本館新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年五月十七日

山口県知事 二井 関成

一 山口県このみ園本館新築工事

(一) 工事場所 宇部市大字東須恵字九ノ割一〇七九番地

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	平屋建	二、七〇五平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十三年五月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 総合評定値通知書の写し
  - 3 特定建設業の許可通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法  
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所  
 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間  
 平成二十三年六月二日から同月七日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年六月十五日までに発送する。
- 四 その他  
 この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三―九三三―三八三〇)にすること。



(一五四)平成二十三年度狩猟免許試験の実施  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の規定により、平成二十三年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成二十三年五月十七日 山口県知事 二井 関成

試験の日時及び場所	試験の日時	試験の場所
一	平成二三、七、一〇 午前九時	下関市菊川ふれあい会館
二	〃 〃 三、一	柳井市文化福祉会館
三	〃 〃 八、七	山口市吉敷下東三丁目一番一号
四	〃 〃 二、一	山口県総合保健会館
五	〃 〃 九、四	美祢市市民会館
六	〃 〃	下松市地域交流センター

二 受験資格  
 山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

試験の場所	提出期限
下関市菊川ふれあい会館	平成二三、七、一 午後五時
柳井市文化福祉会館	〃 〃 二、一 〃
山口市吉敷下東三丁目一番一号	〃 〃 二、九 〃
山口県総合保健会館	〃 〃 八、一 〃
美祢市市民会館	〃 〃 二、六 〃
下松市地域交流センター	〃 〃 〃 〃

郵送の場合は、受けようとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地为所管する農林事務所  
 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第一号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一五五) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施します。

平成二十三年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 適性試験等の日時及び場所

平成二三、 六、二九 午後零時三〇分 下関市立豊田図書館

七、 五 午後一時 山口県萩総合庁舎

山口県萩総合庁舎

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

山口県柳井総合庁舎

宇部市万倉ふれあいセンター

山口県周南総合庁舎

山口県内に住所を有する者で、平成二十三年九月十四日まで有効である法第四十三

条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

適性試験等の場所 提出 出 期 限

下関市立豊田図書館 平成二三、 六、二二 午後五時

山口県萩総合庁舎 " " " " " "

周東勤労青少年ホーム " " " " " "

山口市吉敷下東三丁目一番一号 " " " " " "

山口県総合保健会館 " " " " " "

山口県柳井総合庁舎 " " " " " "

宇部市万倉ふれあいセンター " " " " " "

山口県周南総合庁舎 " " " " " "

郵送の場合は、受けようとする適性試験等の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許更新申請書等の提出先

住所地を所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許更新申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第一号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許更新申請手数料

二千八百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄に貼ること

七 と。この収入証紙には、消印をしないこと。  
七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号  
山口県環境生活部自然保護課（電話〇八三―九三三―三〇五〇）にすること。郵便  
で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先  
明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五六) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九  
十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であ  
ると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に  
より、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供しま  
す。

平成二十三年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

秋穂土地改良区

領分上池地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十三年五月十八日から同年六月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二五七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地  
改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十三年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称

理事の別

氏 名

住 所

所

二 退任した役員

土地改良区の名称

理事の別

氏 名

住 所

所

防府市小野土地改良区	理事	田中 光行	防府市大字久兼一四九二の二
千田郷土地改良区	理事	三輪 頼伸	周南市大字安田一二八七
"	"	森田 吉之	光市岩狩三丁目五番二―三号
"	"	守田 由正	大字小周防二六三一
"	"	守田 勝彦	二七六八の二
"	"	西岡 茂樹	二六九八の二
"	"	山門 豊	二六一四
"	"	有馬 民夫	周南市大字安田一二七七
"	"	末松 武	六三五の一
"	"	西村 喜市	六三一
"	"	門谷 秀夫	七二三の四
"	"	新谷 逸男	光市大字小周防九四一の二
"	"	岩崎 克己	周南市大字安田九六五の二
"	監事	吉富 靖教	六七三の八
"	"	小坂 清秋	九六四
"	"	重田 則正	光市大字小周防二六三九
"	"	藤尾 幸伸	二七一〇
防府市小野土地改良区	理事	上田 武司	防府市大字久兼一四の一
千田郷土地改良区	理事	西岡 宏道	光市大字小周防二七二七
"	"	三輪 頼伸	周南市大字安田一二八七
"	"	西岡 時夫	光市大字小周防二六九一
"	"	重田 清一	二六四九
"	"	山本 一郎	二五四三
"	"	新谷 逸男	九四一の二
"	"	森田 吉之	岩狩三丁目五番二―三号
"	"	西村 喜市	周南市大字安田六三一
"	"	吉富 靖教	六七三の八
"	"	有馬 民夫	一二七七
"	"	梶山 清人	九五四の一
"	"	矢田部 由美子	九四六の一

監事 守田 操 光市大字小周防二七二一  
 " " 吉富 信夫 周南市大字安田六五三の八  
 " " 柳本 光新 光市大字小周防二六五四  
 " " 末松 武 周南市大字安田六三五の一

(二五八) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小河内換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る小河内換地区の換地処分を次の  
 とおり行いました。

平成二十三年五月十七日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十三年四月二十七日

二 換地処分の内容

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小河内換地区)換地計画書に記載され  
 た換地計画のとおり



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が  
 あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の 名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (年月日)
ハイオカ裕美後 援会	灰岡 康夫	灰岡 香奈	玖珂郡和木町和木4丁目7番8号		平成23、 4、11

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出が  
 あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県旅客船支部	代表者	清水 聖	地田 邦彦	平成23、 4、5
有福精一郎後援会	〃	尾崎 興範	木下 寿美	〃 / 8
井上たけし後援会	事務所	防府市自由ヶ丘3丁目6番7号	防府市大字浜方18の1	〃 / 20
かんた義博後援会	〃	防府市宮市町10番52号	防府市平和町8番21号	〃 / 12
椎木巧後援会(巧友会)	会計責任者 事務所	浜中 清孝 大島郡周防大島町大字西安下庄2047の2	丹井 勇吉 大島郡周防大島町大字日前136	〃 / 22
藤井律子後援会	〃	周南市大字栗屋724	周南市花島町1番7号	〃 / 27
芙蓉会	〃	熊毛郡平生町大字平生村851の1	熊毛郡平生町大字平生町821の6	〃 / 20
山本久江後援会	代表者	林 邦利	西村 勝明	〃 / 19

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出  
 があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕



”	九	”	八	ページ
”	上	”	下	段
”	”	”	表中	箇所
” ”・ 一・ 一・ 二・ 二・ の・ 二・	三輪 頼・ 伸	” ”・ 一・ 一・ 二・ 二・ の・ 二・	三輪 頼・ 伸	誤
” 岩○狩○三○丁○自○五○番○一○三○号○	三輪 頼○ 伸	” 岩○狩○三○丁○自○五○番○一○三○号○	三輪 頼○ 伸	正

平成二十三年五月十七日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁